

第1回 スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和7年2月7日（金）11:00～13:10

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）落合孝文（座長）、芦澤美智子、堀天子、御手洗瑞子

（専門委員）岩崎薫里、梅田靖、瀧俊雄、増島雅和、宮下和昌、村上文洋、森澤充世

（有識者）安井 威人 一般社団法人電力データ管理協会 業務執行理事事務局長

（事務局）稲熊次長、山田参事官

（説明者）

都丸 敦 公益社団法人日本水道協会 工務部技術課 課長

木村 俊介 公益社団法人日本水道協会 工務部技術課 課長補佐

関口 慧樹 公益社団法人日本水道協会 工務部技術課 技術専門監

二見 友久 公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 研究専門監

大澤 武郎 アイトロン・ジャパン株式会社 代表

外山 典靖 湖西市 環境部水道課 課長代理

今村 亘 経済産業省 大臣官房審議官（イノベーション・環境局担当）

仁科 孝幸 経済産業省 イノベーション・環境局計量行政室長

松原 英憲 国土交通省 大臣官房審議官（上下水道）

4. 議題：

（開会）

水道スマートメーターの導入促進について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから、規制改革推進会議第1回「スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、オンラインで開催いたしております。

本日のワーキング・グループは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてライブ配信を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

参加者の皆様におかれましては、会議中は画面をオンにし、マイクはミュートでお願いします。御発言の際に、ミュートを解除して御発言ください。

本日は落合座長、芦澤委員、堀委員、御手洗委員、岩崎専門委員、梅田専門委員、瀧専門委員、増島専門委員がちょっと遅れていますが入られる予定です。それから、宮下専門委員、村上専門委員、森澤専門委員が御出席です。また、堀委員におかれましては11時半から御出席される予定でございます。

以後の議事進行につきましては、落合座長にお願いいたします。落合座長、よろしくお願いいたします。

○落合座長 落合でございます。

それでは、本日の議題に入ります。本日は「水道スマートメーターの導入促進について」、御議論をいただきます。

まず最初に、本議題に係る要望書からヒアリングをいたします。最初に、公益社団法人日本水道協会から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○公益社団法人日本水道協会（都丸課長） 日本水道協会の都丸と申します。よろしくお願いいたします。

当協会からは、「スマート水道メーターの普及に向けた課題と要望」について、水道事業者、いわゆる水道を所管する地方自治体の目線で御説明をさせていただきます。

まず簡単に日本水道協会について御説明させていただきます。

当協会は、水道の普及とその健全な発達を図るための諸事業を行うことによって、公衆衛生の増進に寄与することを目的として、昭和7年に設立されました。

「命の水」である水道の普及発展に努めるとともに、会員である水道事業者や民間企業のサポートをはじめ、国民の皆様が将来にわたって水道の恩恵を享受できるよう、水道の安定供給や安全性確保に組織一丸となって取り組んでおります。

主な活動につきましては、水道に関する調査研究、水道用品の検査や品質認証事業、国への働きかけや水道事業者の支援などを行っております。また、会員同士が助け合うことを目的として組織された互助組織であることから、地震等緊急時対応の取りまとめなど、自治体間の相互協力に努めております。

なお、当協会の会長は東京都知事であり、全国の水道事業者1,300社以上が正会員として入会していただいております、全国の7つの地方支部・46都府県支部などで組織しております。

次に、水道事業の現状について、ヒト・モノ・カネの観点から御説明いたします。

初めにスライドの左上の職員数についてですが、1980年（昭和55年）頃をピークに減少傾向となっており、ピーク時から40%近く減少しております。線形近似による簡易的な試算では、2030年には職員数は約半分、2040年には約60%の減少となる可能性もあります。

次に、スライド左下の水道施設の老朽化についてです。管路及び浄水施設の法定耐用年数はそれぞれ40年、60年と定められております。

管路については、全国の管路の総延長で算出した場合、法定耐用年数を超えた管路は2008年の0.7%から上昇し、2020年には23.6%となっております。

浄水施設につきましては、施設数ではなく、全国の浄水場における処理能力、いわゆる

生産能力の合計で算出しておりますが、同様に上昇傾向にあります。

続きまして、右上の給水人口と有収水量についてです。国の試算では、給水人口は今後大幅に減少し、有収水量についても1998年をピークに、2025年にはピーク時の67%となる見込みです。

次に、水道料金の推移についてでございます。水道事業は独立採算制で経営経費は料金収入に直結していることから、施設の更新費や近年の物価、人件費の上昇などの影響により、水道料金を値上げする事業体の割合が増えております。

このように水道事業は課題が多く、ヒト・モノ・カネの面で厳しい状況となっております。

続きまして、本題のスマート水道メーターについてです。

スマート水道メーターは様々な定義があるものと思われませんが、遠隔で水量データを取得したり、指定された時間で水量データを送信できることが共通であると考えております。

スマート水道メーターの活用方法としては、取得した水量データやほかの保有情報を併せたビッグデータの管理活用、高齢者などの水使用の見守り、建物側の漏水検知など様々な活用が期待できます。

また、水道メーターの検針は委託がほとんどですが、労働人口の減少に伴い担い手不足が想定されることから、検針員による検針が不要なスマート水道メーターの普及が急がれます。

ちなみに、データ通信の有無にかかわらず、水道メーターの計測方法は大きく分けて3種類あります。現在まで多く使用されているのは、スライドの①の羽根車式で、機械的な駆動により計測する方式です。そのほか電磁式や超音波式は機械的な駆動部はなく、中学生の理科で習う電磁誘導や音波を利用した仕組みで計測しており、羽根車式よりも高精度であると認識しております。

次に、スマート水道メーターの種類について2種類を挙げさせていただきます。

1つ目は分離式で、水道メーターと通信端末が分離しており、日本では羽根車式の水道メーターに通信端末を後づけしたものが比較的多く使用されています。

2つ目が一体方式で、水道メーターと通信端末が一体となったスマート水道メーターで、分離型に比べてコンパクトで管理しやすく、結線作業や通信端末の固定も不要なことから、通常のメーターと同じ要領でスムーズに設置ができます。

スマート水道メーターの簡単な説明は以上でございます。

続いてスマート水道メーターのコストについて、当協会による概算を紹介させていただきます。

水道メーターは、家庭用として利用が多いのが20ミリで、メーター本体の単価や取替えの費用、通常のメーターで行う必要のある検針の委託単価や、スマート水道メーターに必要な通信費をメーター1個当たりでスライドに示させていただいております。

水道メーター本体価格や取替費用は、後ほど御説明します検定の有効期間8年以内ごと

にかかる費用でございますので、1年当りに換算した合計金額を表の一番下に示させていただきます。全て参考値になりますが、年間で約3倍のコスト差があり、スマート水道メーターの普及に当たっては、コストが大きな課題となっております。

なお、水道メーターは様々な種類や口径があるものの、全国約6000万個設置されております。

大変申し訳ございませんが、ここで事前に送付させていただきました資料の訂正をお願いいたします。

スライドの資料の一番下に、それぞれの市場規模の金額がお示しされておりますが、現在お示ししてございますスライドのとおり、事前にお配りした資料では900億円となっている部分は960億円、2970億円と示されているところにつきましては2920億円に訂正をお願いいたします。

当協会の発行しております水道統計に基づいた試算では、料金徴収用として設置されている水道メーターのうち、口径13ミリから口径20ミリまでのメーターで約99%を占めていることから、20ミリで概算したトータルの市場規模は1,600円掛ける6000万個で960億円、スマート水道メーターについては、全戸導入により4,863円掛ける6000万個で約2920億円となります。もちろん6000万個全てが口径20ミリでないことから、あくまでこの金額は参考となります。

課題であるコストを下げるため、我々が有効と考えているのが、検定有効期間の延長でございます。水道メーターは、御存じのとおり料金徴収を行っていることから、計量法令において特定計量器と区分されています。特定計量器としての水道メーターは、昭和3年に度量衡法によって6年とされたのが始まりでございます。その後、戦時中の対応として昭和19年に8年とされて以来、現在に至るまで80年以上、基本的には8年間が適用されています。なお、昭和41年から平成5年までの間、内部構造の違いにより、6年、8年で分けて運用されていた時期もありました。

この8年という検定有効期間が、水道メーターのユーザーである水道事業者にとって大きな負担となっており、水道の利用者である国民や企業などの水道料金負担にも大きく影響を与えています。

このことから、有効期間の延長によりコスト削減が図れれば、スマート水道メーターの普及を加速させ、流通量の増加による低価格化やビッグデータの活用など、スケールメリットの創出が期待できるものと考えております。

なお、海外の有効期間については、日本と同じような運用ももちろんございますが、フランスなどでは、有効期間が近づくと一部のサンプル試験によって延長の可否を決定するような運用としており、一律の期間としていないケースや、イギリスでは、法令で定める有効期間はなく、水道事業者が交換時期を判断するといったケースもあると仄聞しております。

また、参考として、新品メーターにおける出荷前の検査についても、抜き取りによるサ

ンプル検査を採用している国もありますが、日本では出荷前の全数の検査が必須となっております。

この有効期間の延長に関しましては、日本水道協会の会員から多く要望を受けており、国への陳情を何度も提出しております。

要望の主な内容ですが、スマート水道メーターの導入に当たりコストが課題となっており、検定有効期間は多大な影響を与える。

それから、購入や取替えにかかる費用は、水道事業財政において一定のウエートを占めている。

技術の向上や、計量方式の多様化があるにもかかわらず、昭和19年から現在まで同じ有効期間である。

これらのことから、水道メーターにおける性能向上等の実情を踏まえた検定期間の延長や、電磁式、超音波式を含む水道メーターの耐久性等を検証し、検定有効期間を見直してほしいといった強い要望が上がっております。

また、内閣府の地方分権改革に関する提案においても、多くの水道事業者から同様の提案が出されております。

最後に、規制改革への期待と要望について述べさせていただきます。

規制改革への期待としては、スマート水道メーターの普及に向け、水道事業者の財政状況を圧迫しない普及促進と高精度な電池式、超音波式水道メーターの国内市場活発化を期待しております。

スマート水道メーターの普及促進に向けた要望としては、まず従来型水道メーターの検定有効期間延長です。これは現在のスマート水道メーターは分離式が主流で、効果が大きいことが理由に挙げられます。これにつきましては、当協会においても各水道事業者と協力し、令和3年度から令和5年度の経済産業省主宰の検定期間検証条件検討会において定まった方向性に従い、データを収集し、検証を進めていく予定でございます。

しかしながら、この検討会の資料や議事の公開などがなくことから、各水道事業者から公開の要望が出ております。また、経済産業省からの具体的な方向性が示されていないことから、各機関との調整にも苦慮しております。このことから、今後を含めた検討会などの公開と具体的な方向性について取決めを行うよう、併せて要望いたします。

2つ目は、電磁式及び超音波式水道メーターの検定期間の延長でございます。今後普及が期待される電磁式、それから超音波式は、機械式駆動部がないことから、摩耗や劣化による損傷が少なく、器差の変動が小さいため、延長に支障がないものと考えております。有効期間が延長されれば、国内でも新製品が発表されている家庭用の電磁式、超音波式スマート水道メーターの販売加速や、日本より設置事例の多い海外メーカーの参入も期待でき、国内の市場を活発化できるものと考えております。

3つ目は、海外事例を参考とした有効期間の設定です。フランス、スペイン、ドイツのサンプル検査による期間延長についても検討を進めていただきたいと考えております。

最後に、製造事業者の負担を減らす検査方法の検討についてです。新品メーターの出荷前検査について、全数検査でなく抜き取りによるサンプル検査を採用するなど、製造事業者の負担を軽減できる方法についても検討いただきたいと考えております。

日本水道協会からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○落合座長 どうもありがとうございました。

続きまして、アイトロン・ジャパン株式会社から御説明をお願いいたします。

○アイトロン・ジャパン株式会社（大澤代表） 御紹介ありがとうございます。アイトロン・ジャパン、大澤です。よろしくをお願いいたします。

御説明の機会をありがとうございます。

今回、「超音波式水道スマートメーターの導入検討に向けた一考察」と題して御説明いたします。

まず、弊社アイトロンについてですが、世界各国で水道、電力、ガス、スマートシティといった分野で、主にユーティリティー事業者様や自治体様に対して計量器やセンサー、そしてそれをつなぐ通信システムやデータを管理して活用するためのクラウド型マネジメントサービスなどを提供しています。そして、公共事業に係る諸課題に対して、水とエネルギーの切り口から、先進技術を使った課題解決に取り組んでいます。

水道メーターに関しましては、大小様々なタイプを世界各国で御提供しています。一方、日本国内におきましては、弊社ソリューションのごく一部の御提供となりますが、安価な機械式水道メーターと無線端末、そしてデータ管理クラウドサービスを組み合わせたソリューションを国内代理店を通して御提供しています。

最近では、このソリューションに関して、青森市での総務省様、日本郵便様の実証プロジェクトで、郵便バイクに無線端末を取り付けて、郵便配達をしながら水道検針も行ってしまうという試みにも御利用いただいています。

では、本題の超音波式水道スマートメーターのお話です。

弊社は、超音波式の熱量計や水道メーターの製造販売を長年手がけてきておりますが、近年台数も伸びており、また、このように数多くの国々で御利用いただいています。

超音波式水道メーターの特徴に関して、まず計測原理について記載しておりますが、先ほどの御説明ともかぶるところがありまして恐縮ですけれども、ポイントとしては、機械式メーターと異なって、羽根車や歯車など機械的に動く部分がないということです。超音波式のメーターは、メーター自体の価格は機械式よりもまだ高めですけれども、寿命や計測精度などの面でメリットがあることから、総合的に経済性が高いと判断されて、導入されるケースが増えているという状況です。

以下については弊社の製品の特徴でございます。

この後、（１）、（２）について少しお話をいたします。

まず寿命に関して、機械的可動部がないので、摩耗や損傷による経年劣化がほとんどないという特徴がございます。このグラフは10年程度の試験結果ですが、実際には10年、20

年使ってもほとんど劣化しないということが様々な試験や実績の中で確認されています。このため、イタリアのように超音波式や電磁式といったいわゆる静止型の水道メーターの法定取替周期を機械式よりも長く設定している国もあります。

ここで、法定取替周期について、先ほどの日本水道協会様の御説明と重なる部分あり恐縮ですが、幾つかの国の例を示しております。年数自体についても、10年を超える長い期間で設定されているところも多いですけれども、さらに先ほどもありましたようにフランス、スペインのように、一定期間、所定の期間使用した後、製造ロットごとに定められた比率でサンプルを取り外して試験して、所定の要件を満たしていれば、さらに延長して長く使えるとしているところもあります。

また、サンプルという話で補足ですが、新品、使用前の検定につきましても、多くの国で全数検定ではなくサンプル検定としています。

次に、超音波の計測精度に関する内容です。

これは要するに機械式メーターでは測れないようなちよろちよろとした微少な水の流れてあってもそれをしっかり捉えることができ、これが積もり積もって料金収入の増加や節水の促進にもつながるというお話でございます。

一方、超音波式の導入に当たっての留意点です。

実はこの留意点に関しては超音波式に限ったものではなく、現在国内で一部導入されている機械式の電子式水道メーターにも当てはまる内容です。

まず電池の問題ですが、先ほど性能面では寿命が長いとお話ししましたが、そうすると今度は電池の寿命でメーターとしての寿命が決まることとなります。特にスマートメーターではデータ収集やアラーム送信のための通信の頻度など、運用形態に基づく電力消費量の評価をしっかりと行って電池の容量を決めていくといった対応が必要となります。

このほかの留意点としては、防水性能が重要であるとか、液晶パネルが直射日光に弱いなどというお話もございます。

ということで、超音波式水道メーターはメリットが多く、また、価格も近年下がってきているということもあり、調査会社のレポートでは、このグラフは全世界とアジア・オセアニアですけれども、今後その割合は世界的にも増えていくと予想されています。ちなみに、上の線が収入ベース、下の線が台数ベース、価格に関してはまだ評価が高いので収入ベースの比率のほうが高くなっていますけれども、台数に関しても増えていくと予測されています。

まとめです。

超音波式水道メーターは、長寿命・低劣化などのメリットが多いというところから、諸外国において超音波式のスマートメーターの普及が進み始めています。

超音波式や電磁式といったいわゆる静止型と呼ばれる水道メーターは、経年劣化が小さいことから、その法定取替周期を機械式よりも長く設定している例もございます。

現在、日本では検定有効期間として8年が定められておりますが、トータルでのコスト

削減やスマートメーターの普及促進の観点から、海外での実績も参考にしつつ、例えば静止型水道メーターの検定有効期間の延長といったような方策の検討が望まれると考えております。

なお、参考までに、北米と欧州の水道スマートメーター、ここでは機械式も超音波式も含めた通信機能を持つ水道メーターの普及状況に関する情報をつけています。御参照ください。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○落合座長 どうもありがとうございました。

続きます、湖西市から御説明をお願いいたします。

○湖西市（外山課長代理） 静岡県湖西市水道課、外山と申します。

水道のスマートメーターの当市の取組を説明させていただきながら、検定満期のところと、スマートメーターのデータを活用した案件について、そのデータ利活用の関係で御要望をお話ししたいなというところでもあります。

それでは、「湖西市の水道スマートメーターの取り組みについて」であります。

湖西市ですが、場所としましては静岡県の西部地区、浜名湖の西側に位置しております、東側には浜松市さん、西側には豊橋市さんに隣接しております、約5万7000人、2万5000世帯の数で人口はいる状態です。

特徴としましては、外国人人口比率が約6%と高い状況です。

主な産業として、自動車、電器産業ということで、多くの工場がある状態であります。

水道スマートメーターの導入経緯ですが、2021年（令和3年）度から導入を開始しております。

まず、検針業務の課題として、検針員の高齢化や人口減少により検針員確保が困難であったこと、見間違いや入力ミス、検針票紛失による個人情報漏えいなど、いろいろな課題を持っておりました。

特に検針員の確保については、令和2年度まで検針員さんがいなくて、実際に職員も検針業務に携わり、土日也使いながら検針をしていたという経緯があります。

効率性の観点から抜本的な業務改善を目的に、水道スマートメーターによる自動検針を検討いたしました。

そして2021年度、知波田・入出地区、当市の北部側の地区になりますが、約1,890戸へ水道スマートメーターを設置し、実証実験を開始いたしました。この中で、業務の効率化、漏水判定能力の検証を行いまして、検針データの取得としては、今まで104時間かかっていたものが5分で終わりました。また、漏水発見件数が月2.6件、目視で行っていましたが、月8件ということで、かなり向上を示した結果となります。

データ利活用の可能性の検証ということで、同じタイミングで各管路口径の適正化、残留塩素濃度の変化の把握等も検証をしております。

その他、同時に電波能力や通信技術の検証も実施をしております。

以上のことから、2023年（令和5年）度から、水道メーター・スマート化計画ということで、市内全域にスマートメーターを設置するという方向を打ち立てて、その中でいろいろな取組を下にあります計画のとおり進めていくということで始めています。

端折りながら、次へ行きます。

スマート化の計画の概要となります。先ほど2023年度からということで、2021年度には灰色の部分、知波田・入出地区には設置しておりますので、赤色の部分について、5年間かけて2万3700個設置するという計画で進めております。

2023年度は約4,250個設置しまして、2024年度は約4,600個設置ということで、本年度末をもちまして市内全域の約40%の設置が整うということで予定をしております。

そのような中、スマートメーターの設置だけでは、せっかくいろいろなデータが取れるということで、電気・ガス水道検針データ等利用促進会議というものを立ち上げて、右側真ん中ぐらいにありますとおり、各大学や業者さんを研究機関として会議を立ち上げて、産学官連携、検針データの有効活用を検討、地域課題に向けたプログラムを検討いたしております。

会議における検討内容におきましては、利活用として挙げたテーマとして、熱中症予防、高齢者の見守り、フレイル対策ということで挙がりましたが、疑問や課題ということで、匿名化したデータでも同意なく検証が可能なのか、検証のため市民の常時監視が必要であり、常時監視については対応が困難、高齢者の見守りは警備会社がサービス化している。検討結果として、フレイル対策への利活用が可能なのではということでもあります。

以上のことから、フレイル検知の実証実験の開始ということで、ちょうど先々月、2024年12月に、超高齢社会に対し、市民が健康であり続けることが重要でありまして、高齢者のフレイル対策が有効ではないかということで、各種検討しながらフレイル検知の実証実験を開始していこうということで、取組をさせていただきました。

こちらのページは内容は同じですが、フレイルはこういうものですよということで載せさせていただきます。

実験の内容といたしましては、2024年12月から2026年度までということで、実験の流れは①②③ということで、次の要件を全て満たす方を対象に参加募集を通知ということで、水道スマートメーター設置世帯、かつ65歳以上の1～2人暮らし、かつ要介護認定を受けていない方。参加希望者は使用量データの研究利用の同意書兼参加申込書を提出いただきまして、その後、産学官共同研究において各種データ分析・フレイル自動判定の検討ということで、流れのイメージ、産学官共同研究の中ではこのような立てつけで進めていくということで、1時間当たりの水量の動きを見て、フレイルが検知できるのかどうかということを検証しながら、それを市の施策として、また、その反映をできればということで考えております。

こちらは実験のスケジュール感となります。

いろいろスマートメーターを取り付けての課題等を書いたものになります。

スマートメーターにかかるコストを抑えるために、機器の一括購入や製造業者の閑散時期の発注、納品・搬送方法など、さらなるコスト削減の検討が必要であると考えています。

少子高齢化の時代を迎える中で、検針員の確保が困難であり、地方部を中心に検針業務が成り立たない可能性が高く、早期の自動検針の導入が必要と考えております。

市内の水道業者全体が年々減少傾向であり、メーター交換を行う業者も減少傾向であります。そのため、業者が対応できる年間交換件数には限度があり、業者の負担が年々増加していく見込みであります。交換業者の負担軽減や年間交換件数減少による経費削減の観点から、8年の検満時期が昨今の技術向上等を背景に延長されることを期待しています。

今後、他市の導入実績が増加し、機器や通信費等の市場価格は低下していくと予測はされますが、それでもなお、メーター価格・通信費は高額になると思われ、検針業務のみによる費用対効果は難しいと考えています。

このため、スマートメーターの普及には、データ利活用やサービス向上など、付加価値を上げる取組を積極的に検討・実施していく必要がある。

また、データ利活用を進めるため、個人情報の取扱いに対する整理も重要であります。

今回、フレイル検知の実証実験に当たりまして、個人情報に当たるデータの取扱いや利用について、どのような点に注意して進めていくべきかを非常に難解に感じました。

特に、水道スマートメーターを利活用する場合、水道以外のデータは全て目的外利用とみなされるため、何を知りたいのか、どのように活用したいのかを事前に明確にすることが重要です。スマートメーターを手段として活用するには、個人情報保護の観点からも、この「目的の明確化」が妥当であると考えています。

このような考えの下、今回はフレイル対策を主目的に据え、庁内で連携し、実証実験を開始することといたしました。

また、今後は本市だけでなく、他自治体においてもデータ利活用の取組が進むことが予想されます。そのため、水道情報の取扱いに関する法令やガイドラインが活用範囲や利用目的、匿名加工処理のルールを明確に示してくれることを期待しています

以上のことから要望を2点ということでお願いたします。

1点目、交換業者の負担軽減や年間交換件数減少による経費削減の観点から、8年の検満時期が昨今の技術向上等を背景に延長されることを要望しております。

2点目、水道データの利活用については、水道情報の取扱いに関する法令やガイドラインにより、活用範囲や利用目的、匿名加工処理のルールを明確に示していただくことを要望します。

なお、ルール化に当たっては、水道情報を管理していない者のデータ利活用の必要要件は、水道情報を管理する自治体よりも、より厳格化した要件とするよう、一定の差を設けることを要望しております。

※印は、水道情報を管理する自治体は、水道データ利活用に関する自治体の委託業者及び共同研究者である研究機関を含むということをお願いをしたいということでもあります。

すみません、ちょっと端折りましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○落合座長 どうもありがとうございました。

続きまして、本日、有識者として電力データ管理協会事務局長、安井威人様に御参加をいただいております。安井様には、データ利活用の先行事例として、電力データの利活用の状況について御紹介をいただきます。安井様、よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人電力データ管理協会（安井事務局長） 御紹介いただきました安井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

今、御紹介いただきましたとおり、電力データの第三者提供の仕組みについて今日は御紹介させていただきます。

私ども電力データ管理協会という聞き慣れない組織の名前を御紹介いただいたわけですが、2020年に電気事業法が改正されまして、その際に、データの利活用のルールの整備が行われました。その中で、データを利用する者とデータを提供する10社、旧一般電気事業者と言われる送配電事業者という人たちが今は電力の流通を担っているわけですが、送配電事業者とデータ利用者が協働して協会を設立しまして、政府の認定を取得したといったような形になっております。

私どものデータ提供会員は今、10社、データ利用会員が約60社ございまして、今まだ始まったばかりですけれども、電力データの利活用を進めていくといったような組織でございます。

電力のスマートメーターにつきましても、先ほど御紹介のあった水道と同様に、定期的にデータを取って収集していくような仕組みを持っております。そのほかにもスイッチの入り切りであるとか潮流の監視といったようないろいろな目的で使われてございます。

もともとは国のエネルギー基本計画に基づきまして、約10年強の時間をかけて、全国の全世帯、全事業所に導入を進めてきたということでございまして、約8000万台のスマートメーターが日本中にございます。

また、右側にございますのはここで取得できるデータなのですけれども、場所の情報、位置情報と、その場所でどのぐらい電気が使われているのか、いつから使われているのか、電圧ですとか供給電気方式というのは、いわゆる一般家庭のような電灯契約なのか、それとも工場のような産業用で使われるような三相の電気なのかといったような違いが分かるようになってございます。

この制度が少し難しいので、ポンチ絵（資料4、4頁）にして御紹介したいのですけれども、今、電力は自由化されておまして、皆様が御契約されているのは、小売電気事業者という電力会社と、電気を使うという御契約をされています。この小売電気事業者は今現在約700社ございまして、電気を運ぶ仕事をしているのは送電線や配電線を管理している一般送配電事業者ということになっておまして、これが今、北海道から沖縄まで10社でございます。

スマートメーターについても、この送配電事業者が管理するというような立てつけになってございますが、この法改正をきっかけとして2つの制度ができております。1つは、非常災害時に国や自治体へ提供するという仕組み、それから、平時のデータ活用ということで、私たちのような社団法人を通じてデータの利活用を進めていただくというような仕組み、この2つの制度が用意されたということでございます。

特に全国のデータを使えるようにするということですので、10社それぞれが管理している、また、定義もばらばらの情報を一つのシステムにまとめる、要はデータの規格をそろえるということをやっております、ここはかなり苦労したところでございます。現状においても多少電力によって差があったりしますので、こうした違いをそろえて使っていただくというようなところがまずデータ活用という観点では重要なポイントになってきます。

続けて、先ほど個人情報保護といったような話もございましたが、電力データの利活用ということでいきますと、契約の当事者は青い箱（資料4、4頁）のお客様と小売電気事業者、この2人が契約の当事者ということでございますが、データを利活用する第三者におかれましては、黄色の人になります。この方は協会の利用会員という形になっていただきまして、御本人様と御契約いただいてデータを使うということを同意いただくということは当然なのですけれども、その上で、その内容を私ども電力データ管理協会のほうへお送りいただいて、我々が客観的な立場で御本人様の意向を再確認するというダブルチェックをするような制度になってございます。ですので、同意手続自体非常に重くて、大変だというようなお声もある一方で、消費者保護といったような目線から、こうした制度設計になっているということでございます。

ここで同意を確認できれば、今度はその同意されている御契約が電力会社のどの契約と一致するかという契約の照合をいたしまして、私が同意しますよと言っている契約はちゃんと電力会社の台帳にあるよねというようなことを確認した上で、その台帳で一致したデータをお渡ししていくと、このような仕組みになっているわけでございます。

また、統計データに関しましては、個人を特定できないように統計処理されたものということになりますので、こうした同意手続はなくお使いいただけるといったような仕組みでございます。

法律の詳細につきましては、こちらに資料がございますので、また参考にさせていただければということでございます。

活用事例でございまして、私どもの利用会員の皆様方が公表されているベースの御紹介になりますが、フレイルの検知であるとか、あるいはCO2の排出量の管理であるとか、見守りであるとか、いろいろな形でこのデータを使った分析やサービスを御利用いただいているといったような形になります。

続けて、利用拡大への期待といったようなところで少し仕組みとは違ったデータ活用という目線でお話をさせていただきたいのですが、電力データというのは網羅性と連続性と速報性の3つが大きな強みでございます。全ての御家庭に御契約がございますし、スマー

トメーターの連続データが取れるということ。それから、データの取得が非常に早いということ。政府の統計などですと収集に時間がかかって、3か月後に速報といったようなことが多いのかなと思うのですが、電力のデータに関しては、現状、昨日の情報を取得することができるようになっております。来年度からは、当日のうちに当日の情報が取れるような仕組みも整備していこうといったようなところがございまして、こうした強みのある情報ということでございます。

ですので、このデータの整備、まだ始まったばかりでいろいろと課題もあるのですが、運用の合理化とか利活用の促進といったことを取り組んでいきたいということでございます。

特にデータの価値ということですが、いろいろな考え方があると思いますが、私の考え方を一つ御紹介させていただきますと、データの価値というのは代替コストで基本的には定量化できる、評価できるのではないかなと思っています。つまり、現地に行かなくてもその状況がリアルタイムで分かるということです。全部一遍に現地を回るということはできないわけですので、そこが価値になってくるのだらうということになります。そこが多分いろいろな用途があって、設備の状況管理だったりとか、あるいはもしかするとフレイルの検知だったり、空き家の特定だったりといったようなことなのですが、現地の状況が行かなくてもある程度分かるというようなところを積み上げていくことに多様な価値があるということでございますし、また、それを単に置き換えていくだけではなくて、それを可視化するとか、あるいはそれを違った意味合いに置き換えていくといったようなことが付加価値を増やしていくという形になりますし、また、水道と電気を掛け合わせていくとかいうようなことでも分析が深まりますし、精度も上がっていくといったようなことが期待できますので、こうした掛け合わせをしっかりと進めていくということがデータ利活用の中でも今後の課題であろうと思っております。

その課題のところを少し御紹介しますと、1つには契約者情報の揺らぎであるとか、住所情報、地図情報の揺らぎといったようなものがございまして。私が契約していると思込んでいても、実は親の契約になっていたとか、奥さんの契約になっていたとか、会社様であったら、会社様で御契約されているつもりなのだけれども、電気の契約名義はサービスの名称になっていたり、あるいはどこそこのエレベーターの契約だとかいうような形が書かれていて、法人さんのお名前が書かれていないとかいったようなこともございまして。住所に関しても、登記情報と住基の情報と御本人が覚えていらっしゃる情報と違いますので、こうしたものをデジタルに一意に特定するところがなかなか難しく、手間やコストがかかっているといったようなところが一つ課題としてございます。

また、インフラの契約に関しましては、どなたが御契約されているのかというようなことがずれているということが間々ございます。個人の場合ですと、例えば電気はお母さんだけれどもガスはお父さんというようなことがあったりとか、あるいは法人であれば、代表で窓口になっている会社さんが電気の契約をしているのだけれども、それ以外のインフ

ラについてはそれぞれの建物ごとに御契約をされているといったようなこともございますので、このデータと掛け合わせるときにどのデータと同意を取っていけばいいのかとかいったようなところも、利活用を進めていく上では課題となってくるのかなといったようなところがございます。

総じて申し上げますと、御紹介したような電力の利活用のルールの整備というところ、それから、データですとか仕組みの規格をそろえていくというところ、最後に申し上げたようなずれのところ、例えば認証基盤であるとか一意に位置に特定するような仕組み、こういったものがそろってくるとよりデータ活用というものが進んでいくのではないかといたようなことを思っている次第でございます。

私からの御紹介は以上となります。ありがとうございました。

○落合座長 どうもありがとうございました。

続きまして、経済産業省様から御説明をお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省イノベーション・環境局でございます。よろしく申し上げます。

種々御要望の御説明をいただきありがとうございました。

経済産業省としましては、水道メーターの検定の有効期間という御要望につきまして、現在、日本水道協会様、地方自治体様、製造事業者様、水道事業の所管省庁、それから検定を行う機関の方々と一緒に検討に取り組んでいるところでございますけれども、本日はその御紹介も含めまして御説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページ目を御覧ください。

まず計量法ですけれども、質量、体積、圧力などといった物象の状態、この量を計量するということについて、その適正化を図るための法律でございます。

具体的に申しますと、計量の基準を定めるということとしまして、取引または証明における計量を行う際の単位を統一してございます。長さであればメートル、質量であればキログラムといった計量単位を統一的に使用することを求めているものでございます。

これによりまして、例えば同じような牛肉を買う場合、100グラム500円というものと、1ポンド2,000円という表示があった場合、どちらが安いかわからない、分かりにくいといった不便とか判断ミスの要因をなくすということがございます。

もう一つには、適正な計量の実施を確保するというところで、正確な計量が行われるための規制がございます。本日議題でございます水道メーターに関係の深い制度としては、この資料の黄色で囲っておりますけれども、検定制度、型式承認制度、指定製造事業者制度といったものがございます。

こうした正確な計量器を社会に供給する制度、適正な計量の実施を確保するための制度によりまして計量の正確性が保たれ、消費者に対して不適切、それから不公平な料金の請求がなされることを防ぐ仕組みになってございます。

それから、計量法ですけれども、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としてございますが、消費者の利益の保護、それから増進ということもその目的の中に含まれ

てございます。

内閣府の消費者庁所管の消費者基本法第13条におきましては、国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務につきまして、適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとして規定されてございます。

2 ページ目を御覧ください。

このページでは、特定計量器といったことについて御説明してございます。

計量法上、特定計量器とは、取引もしくは証明における計量に使用され、または主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造または器差に係る基準を定める必要があるものとして、政令で定めるものを言っております。

具体的な特定計量器としましては、水道メーターのほかに電力量計、ガスメーター、それから質量計などがございます。全部で18器種が定められているところでございます。

平成5年に全部改正をしておるのですけれども、旧計量法の時代は27器種ございまして、この規制緩和の流れで現在は18器種となっております。

それから、社会・経済活動において広く取引又は証明に使用され、取引の当事者間において適正な計量を確保することが困難なものが指定されているということでございます。

水道メーターに関して言えば、水道水の消費者である住民、国民が、水道メーターの示す値が適正な計量となっているか、通常は判断がつかないものでございますので、計量法におきまして特定計量器として定め、検定の対象にしてございます。

特定計量器の製造事業者には、技術基準を満たす計量器を生産する義務が課せられております。技術基準を満たしているか否かというところは、産業技術総合研究所、それから都道府県が確認をしているということになってございます。

特定計量器の使用者、水道メーターの場合には水道事業者になりますけれども、これを取引、証明に用いる場合には、検定証印が付されたもの、すなわち産業技術総合研究所や都道府県が検定して合格となったものを利用する必要があります。

3 ページ目を御覧ください。

このページでは、水道メーターの検定の流れを示してございます。

水道メーターを製造する事業者におかれましては、技術基準に適合した製品を製造する必要が求められております。この技術基準ですけれども、構造基準と器差基準と大きく2つに分けることができます。

構造基準をクリアするためには、新しい計量器を開発、それから製造する際に、産業技術総合研究所の型式承認といったものを取得する。これを取得しますと、構造検定に合格したとみなされるものでございます。その後、都道府県の計量検定所におきまして、個別の計量器ごとに器差、個々の器体差の検定を受けるということで、これに合格すれば検定証印が付されまして、水道メーターの使用者等に販売されるということになります。

優れた品質管理能力を有する製造事業者として指定されました事業者、指定製造事業者と申しますけれども、この場合には、都道府県の検定を受ける代わりに、自主検査に合格すれば、自ら基準適合の証印、これは検定証印と同等の効力を有するというごさいますけれども、いわゆる自己適合、基準適合証印を付すことができるというものでございします。

検定証印の付された水道メーターを購入した水道事業者が、8年間の有効期限が切れる前に再度所有するメーターの検定を受けまして合格する必要がございします。これが先ほどから要望にありました期間ということになります。検定は基準器を使って行う必要がございします。通常はメーターが再検定に出されることはなく、新しいメーターと交換した上で、古いものが分解されて、使える部分、外側のケースなど再利用できる部分は新しいメーターの一部として使用されているというのが現在のビジネスの実態でございします。

それでは、7ページまで飛んでいただきまして、こちらは水道メーターの検定の有効期間の変遷を示してございします。

特定計量器の中には、構造、使用条件、使用状況から見て、一定の期間を経過すると構造とか器差とかが変化して、検定の合格条件を満たさなくなるおそれがあるということございまして、計量法におきましては、一定の特定計量器につきまして有効期間を定めているということございします。計量法令で言いますと、計量法施行令で定めているということございします。

水道メーターにつきましては、昭和3年に規制対象としまして、そのときは6年だったということございしますが、この表にありますように現在では8年になっているということございします。

8ページに行きまして、平成12年に国の規制緩和推進計画の一環ということで、審議会におきまして有効期間の検討が行われたということございします。このときに試験、分析、調査を行いまして、その結果を踏まえまして分科会で審議を行った結果、現在の有効期限の8年のままになったということございします。

9ページ目でございますけれども、この写真は家庭用の水道メーターということで、先ほどもありました羽根車式のメーターの写真でございします。耐用年数8年使用後の状態ですけれども、いろいろな条件によって中の状態がかなり違うということで、普通に使えるものもあれば、絶対交換しないとまずいというようなものもあるということ、それぞれ条件を変えたところで試験をしてみないとよく分からないというのが前回の検討でも得られた技術的な検証結果でございします。

10ページ目をお願いします。

最近の検討状況でございしますが、先ほども申しましたように、検定有効期間の検討を進めてございします。

この検討におきましては、有効期間を検証する際の手法ということで、メーカーの団体である日本計量機器工業联合会様、日本水道協会様、水道事業者、それから所管官庁を交

えて検討を行っているということでございますが、有効期間の妥当性を確認するためには、いろいろな条件を変えて検証する必要があるということでございます。

経済産業省としましては、科学的・技術的な検証を行った上で、特に問題がなければ期間の延長ということもあるのではないかと考えておりますので、技術的・科学的検証をしっかりとやった上で、あとは消費者様の声とかメーカー様の声を聞きながら検討するという事で進めさせていただきたいと思っております。

御要望されている皆様、それから自治体様、国交省様、関係者の協力が必要になると考えておりますので、経済産業省としても、本検討を進めるに当たりまして御協力をいただければと思っております。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○国土交通省（松原審議官） 国土交通省で上下水道を担当している審議官の松原でございます。できるだけコンパクトに説明したいと思います。

資料のまず1の部分でございますが、「水道事業の現状」ということで、水道事業は、原則として市町村が経営ということで、水道事業体の規模は様々、東京都のような例外もございまして、政令市みたいなところもあれば、本当に町レベルでやっているところもあるということで、左にありますとおり上水道事業5,000人超の給水人口を抱えているのが1,299、5,000人以下のところは簡易水道で2,376もあるというような状況でございます。

また、水道事業につきましては、収入の減ですとか職員減少、耐震化の遅れ、老朽化といった課題がございまして、職員については、右側にございましてけれども、ピーク時と比べると38%程度減少ということで、小さい自治体であれば10人以下で職員が仕事をこなしているというような状況でございまして、持続可能で強靱な水道システムの構築が大きな課題となっているということでございます。

2ページ目でございますが、こうした中、国土交通省におきましても、例えばAIとか人工衛星を使って、漏水調査とか、老朽化の調査とかをするような水道DXの推進を進めておるところでございまして、こうした中で、スマート水道メーターについては、検針業務の効率化等々の観点で水道管理にとって様々な効果を期待しておるところでございまして、

一方、スマート水道メーターの導入につきましては、先ほど話がございましたけれども、コスト等の課題から59事業体、約3.3万台ということで、全国の給水世帯数で割った導入戸数は0.06%という普及率にとどまっております。

国土交通省としましては、実証事業、モデル事業といった形で財政支援をしながら、優良な事例あるいは成果をPRすることで、スマート水道メーターの導入を促進していこうということで目指しているところでございます。右側にありますような東京都さん、輪島市さんといったところで、実証事業の中でいろいろ見守りですとか、見える化ですとか、災害関係ですとか、そういったことの活用についても実施を進めていただいているという

ような状況でございます。

3枚目でございますが、水道情報の利活用ということで、これはアナログの情報も含めてなのですけれども、例えば空家法の中でいわゆる規定が設けられておまして、そういったことから空き家担当部局から使用水量などの情報の提供を求められた場合には必要な協力を行ったりですとか、あるいは社会福祉法の改正に伴って、福祉部局との連絡、連携体制、こういったものを協力するようという通知を出したりというようなことを行っているところでございます。

最後のページでございますが、国土交通省の考え方を整理させていただきました。

持続可能で強靱な水道システムを構築するためには、スマート水道メーターの導入を促進していくことが重要だということでございます。

水道法におきましては、水道データを水道事業の目的以外の目的のために利用・提供することを制限する規定はございませんので、電気事業法とは異なっております。

したがいまして、水道事業者とスマート水道メーター情報の利活用者の協議の下、個人情報保護法に従って、自治体の創意工夫や民間イノベーションを活用しながら、社会的課題解決などのために水道情報が利活用されることは非常に望ましいことだと考えております。

国交省の今後の取組でございますが、今日発表されました湖西市さんの水道情報の利活用については、一層革新的な取組を我々としても期待しておまして、国交省としても技術的助言等でサポートしていきたいと考えております。

さらに、スマート水道メーターを先行的に導入している水道事業者に水道情報の利活用に係る実態調査を実施して、好事例や今後の動向について把握、整理といったことをやっていきたいと思っておりますし、情報の利活用を含むスマート水道メーターの導入推進方策について、国交省の有識者会議においても検討したいと考えております。

こういった取組を通じまして、まずは導入率の低いスマート水道メーターの導入を促進していくことと、水道情報の利活用、これらについて全国の水道事業者に働きかけあるいは支援をしていきたいと考えております。

国土交通省からは以上でございます。

○落合座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御発言を希望される方は挙手をお願いいたします。私のほうから指名いたしますので、指名されてから御発言をお願いいたします。

では、岩崎委員、瀧委員、お願いいたします。

○岩崎専門委員 岩崎です。よろしくをお願いいたします。

いろいろ御説明ありがとうございました。

お話を伺っていまして、電磁式とか超音波式のメーターがあるのにもかかわらず、日本は依然として羽根車式で、なかなかスマートメーターが普及していないという状況は、例えて言えばパソコンが普及しているのに日本だけまだタイプライターの世界だみたいな印

象を受けましたので、早くタイプライターに相当する状況から脱却するのが重要なのかなと思っております。

経産省様の御説明でも、最後のほうで、メーター等に応じた見直しを検討するとおっしゃっていましたが、具体的に見直しを検討するのはいつを想定していらっしゃるのかを伺いたいと思います。

お願いします。

○落合座長 ありがとうございます。

そうしましたら、瀧委員もお願いいたします。

○瀧専門委員 私は、国交省さんと経産省様向けにそれぞれ1点、2点ございます。

まず、国交省様向けには資料の中身の確認で、頂いた資料の2ページです。スマート水道メーターがまだまだ普及していないというところのコスト等の課題の解像度を高めた議論が必要かなと思っていまして、素人考えですけれども、端末の値段と通信費の値段とそれを維持するためのインフラの値段であったり、あとはスマート水道メーターを使いこなすための人の教育といいますか育成というマターもあるのかなと思っていまして、どの辺りに御課題意識が重めにあられるのかというのをぜひ伺いたく思っております。

経産省様向けには、大きくは2つでございますが、1つはよく電気、ガス、水道と言ったりしますが、電気でもガスでもそれぞれスマートメーターの話はそれなりにIoTの時代に進んでいるなと思っております。これも片手間で調べた程度であるのですが、これも恐らく計量審さんとかそういったところで電力とガスについてはそれなりにアップデートがされた検討がされているのに対して、水道は2000年以来動きがないなと思っていまして、水道特有に遅延した事情がおりなのかというのが1つ伺いたい点でございます。

もう一つは、そもそも計量行政審議会、親会の開催は物すごく頻度が少ないものかなと思っていて、かつ下部部会で計量標準部会とかがあられると思うのですが、これも1年に1回あるかみたいな形の開催になっているのかなと思っていまして、特にこの10年間ぐらいで、スマートフォンだけではなくていろいろなIoT端末が普及してきた中で、いろいろなリソースの問題もあられるのかもしれないですけれども、検討頻度が素人目にする結構低過ぎるのではないかと感じている次第です。これは水道マターに限らず、ほかの様々な計量に関わることにおいても広がる問題なのかもしれないと思っていまして、この辺りについて、私が何か筋違いな問題意識を持っているかもしれないので、御感触を教えてくださいたいと思います。

私からは以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

まず国交省様からお願いいたします。国交省様のほう、瀧委員から御質問があったかと思っております。

○国土交通省（松原審議官） 導入が進んでいない理由についてということだと思います

けれども、一番よくお伺いするのは、日本水道協会さんの資料にもありましたけれども、導入コストが高いということでございます。あと導入することによって、水道事業にとってどういう有効性があるのか、業務の効率化とかにつながるのかについての具体的なイメージが湧きにくいといった話を水道事業者からお伺いすることがございます。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

まずはこの点、瀧委員、よろしいですか。

○瀧専門委員 コストが高いというところの解像度を高めたい御質問だったので、例えば端末と通信とそれ以外とかで言うところの辺りにありそうですかというのを一応お伺いしたいのと、メリットの話は、もうシンプルに人員不足の時代に人間が対応できなくなっているというのが一番重要なアジェンダだと思いますので、メリットのところは大丈夫です。コストのところの国交省さんとしての認識だけお伺いしたく思いました。

○国土交通省（松原審議官） 電子式水道メーターが4,000円程度で、それに接続する無線通信機がさらにまた1万円程度かかるというようなところで、既存のメーターよりもコストが高いと認識されておると聞いております。

○瀧専門委員 どうもありがとうございます。

これを細かくお聞きしたのは、今後、経産省さんとかでの議論を踏まえるときに、人手不足の時代に1万円がペイしてくるのではないかという考え方があるのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

○落合座長 続きまして、経産省様、岩崎委員、瀧委員から御質問があったかと思っておりますので、お願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず岩崎委員の御質問ですけれども、先ほども申しましたとおり、現在、検討を進めているということでございます。したがって、この中ですぐにでも検討をしていくということで、新しいタイプのメーターといったところも対象にして検討するというので進めていきたいと考えております。

○落合座長 まず岩崎委員、いかがですか。

○岩崎専門委員 本当にこれはすごく重要な問題だと思いますので、早急に実際にもう動く必要があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○落合座長 瀧委員の点もお願いいたします。

○経済産業省 計量行政審議会の話についてお答えさせていただきたいと思っております。

御指摘のとおり、計量行政審議会の総会のほうはそんなに頻繁に開いていないという状況でございます。計量制度自体が社会の基盤となる制度なので、そんなにころころ変えるものではないというところではございますけれども、他方で、部会のほうは計量士部会というのは年2回開催しております。計量標準部会も、先ほど御指摘があったような感じで1年に1回ぐらいの頻度でやっている。基本部会のほうは2～3年に1回という形になっ

ておりますけれども、いずれにしても御要望があればそういったものを開くということについては何ら問題ございませんので、御指摘等を踏まえて、計量法、計量制度、計量の政令とか省令を変えるときに開いて、今後とも適切に対応していきたいと考えております。

○落合座長 瀧委員、よろしいですか。

○瀧専門委員 親会、子会、個別の検討で、とにかくこの検討をまずはしっかりやること
がすごく大事だと思っておるのですけれども、通常のほかの行政を見ているときに、年1
回というのは基本的にはもう関係者が忘れ切ってしまうこととかもあるなと思うようなス
ピードかなと思いましたので、広い問題意識も含めた中で、こちらの進展が見られている
というような問題意識を当職としては持ちましたので、どうぞよろしくをお願いします。

○落合座長 次に村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

画面共有させていただいてよろしいでしょうか。

○落合座長 許可します。

○村上専門委員 ありがとうございます。¹

経産省さんには、直前でしたけれども事前に質問を送らせていただいて、5つの質問に
対して御回答いただきました。直前にもかかわらず御丁寧に回答いただきまして、どうも
ありがとうございました。

質問については、100年前ではなく80年前ですね。まず8年とした根拠資料は残っていま
せん。

平成12年に8年妥当と結論づけたことについても曖昧で、添付ファイルも拝見したので
すけれども、ちょっと曖昧だなと。

検討会のメンバーとか今後どうしていくかは、先ほども御説明があったと思います。

計量法は誰のためのものかということにも回答いただきました。

経産省さんに確認なのですけれども、事前質問と回答とお送りいただいた2つの添付資
料に関しては、このまま議事録に掲載してもよろしいでしょうか。それが1個目の確認で
す。

○落合座長 そこから取りあえず確認しましょうか。

○経済産業省 大丈夫でございます。

○村上専門委員 どうもありがとうございます。

お忙しい中ありがとうございました。

○落合座長 1点だけ、事務局のほうで、掲載の仕方は議事録自体に添付するのか、参考
資料みたいな形にするのか、そこは御検討をお願いいたします。

○山田参事官 承知いたしました。

○落合座長 ありがとうございます。

¹ 村上専門委員の共有画面は、P36 別表1の通り。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 ありがとうございます。

その上で、まず羽根車式が8年であるという根拠が曖昧なまま、それをベースに延長できないと平成12年に結論づけているのは、ちょっと合理性に欠けるかなというのが1点目。

2点目が、静止式に関しては羽根車式より耐久性が高いという御意見が出ているにもかかわらず、羽根車式と同じ有効期間にしているというのは、これも合理的ではないのではないかというのが2点目。

最後、3点目、スマートメーターにすると、羽根車式、静止式にかかわらず異常検知がすぐできるので、異常検知と組み合わせれば有効期間を延ばすということが考えられるのではないかと。

この3点について、経済産業省さんのお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○落合座長 経産省様、お願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。

平成12年のところでございますが、我々も資料等、当時のものを探したのですけれども、検証した結果、延ばせなかったというところまでしかよく分からなかったというのが現状でございます。

ここにつきましては、今回改めてもう一度技術的な検証はさせていただきまして、公開の下、議論はさせていただいた上で、延長の有無といったところは決めさせていただきたいと考えております。

それから、先ほどの羽根車式のものと静止型のものと同じ期間になっているのではないかという御指摘ですが、ここは確かにおっしゃるとおりでございまして、静止型の電磁式とか超音波式につきましては分けて期間を定めてもいいと考えておりますので、ここはそのような対応をさせていただこうと思っております。

3点目は何でしたか。すみません。

○村上専門委員 スマートメーターだとエラーが即時に分かるので、有効期限を延ばして、なおかつエラー検知を組み合わせると、有効期限を長くできるのではないかとと思うのですが、その点についてお考えを教えてくださいいただけます。

○経済産業省 そういう対応のものがあれば、そういったことも可能かと思っております。今、中の物理的に水に接触する部分に水垢がついたりとか、軸のところに水垢がついてうまく回らないとかという事象がありますので、例えばそこを検知できるような仕組みがあるようなメーター、こういったものがもしあるのであれば、その結果とともに異常を検知するという仕組みはあり得るかなと思っております。いずれにしても、イノベーションが進んで新しい技術が出てきていますので、それに即応した内容には変えていきたいと考えております。

以上です。

○村上専門委員 ありがとうございます。

落合さん、私からコメントをちょっとだけよろしいですか。

○落合座長 お願いいたします。

○村上専門委員 どうもありがとうございます。

検討をぜひ進めていただければと思いますが、先ほど岩崎さんからも言われたとおり、期限をある程度切って、そこまでの検討状況を御報告いただくというようなスピードを持った御検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

○落合座長 ありがとうございます。

今の村上委員の御質問に関連して私からも1つお伺いしておきますが、経産省様のほうでは、さっき検討について行っていかれるというところであります。が、本日も来られている日本水道協会様であったりですとか、あとは民間の事業者から十分提案を受けていけるように、瀧委員の話もありましたが、どういう形で新しい技術がアップデートされるかは外から分からない、また、情報もちゃんと聞いてもらえるか分からない、というところは多分懸念になっているのではないかと思いますので、そういったところは前向きに取り組んでいただける、ということでよろしいでしょうか。

○経済産業省 はい、前向きに取り組ませていただきます。

○落合座長 分かりました。ありがとうございます。

では、森澤委員、お願いいたします。

○森澤専門委員 ありがとうございます。

国土交通省さんの資料に書いていらっしゃるように、3ページ目にスマート水道メーターの導入促進、本当に導入で想定されます効果、今、日本で必要な効果だと思えます。そういった部分からいきますと、検針業務の効率化であったりとか、どこで漏れているかという早期発見であったりとか、施設規模の最適化、また空き家のことであったりとか、高齢化している日本、それから空き家が出ていること、そして自然災害がこれだけ多発している中で、これを導入するのはメリットがあって、その部分がどういう効果があるかと。費用がかかるというだけでなく、そのメリットに対してどれぐらいあるかということ、メーターを変えていく中では、これを8年からさらに延ばすことによって、メーター自体いろいろと導入がしやすくなると思うのですけれども、効果のほうがすごく大きいと思えますので、そこについても検討されるに当たってはその効果についての検討もいただけたらと思います。

これは経済産業省さんのほうに申し上げたことなのですからけれども。

○落合座長 では、経産省様のほうにコメントを求めることでよろしいですか。

○森澤専門委員 はい。

○落合座長 経産省様、お願いします。

○経済産業省 もう一度お願いします。申し訳ございません。

○森澤専門委員 今、日本が抱えている課題を、水道のスマートメーターを導入することによる効果についてどれくらいあるかということも検討していただくに当たっては、その部分も考慮していただいて、水道のメーターをどのように変えていくかということを考えていただけたらと思います。単に幾らコストがかかるとか、どういう検証が要るかというだけでなく、事前に申し上げていなかったのが突然の質問になってしまったのですが、今、そこに対してのお答えというものでなく、そういう部分に関しても経済的な効果があると思います。それを検討していただきたいという要望です。

○経済産業省 ありがとうございます。

計量法というよりは、どちらかというところと仕組みの問題であったりとか、全体の制度の話かなと思いますので、国土交通省様と連携しながら、しっかりとそういった観点も含めて検証はさせていただきたいと思います。

○森澤専門委員 お願いします。

○落合座長 ありがとうございます。

では、御手洗委員、お願いいたします。

○御手洗委員 ありがとうございます。

先ほどの森澤委員から御質問は、国交省さんのほうが適切だったかなと思うので、後で国交省さんからコメントいただけたらよいのではないかと思います。

私は経産省さんになのですけれども、検定有効期間について、羽根車式と静止式ですとか電磁式などで、型式によって劣化の仕方も異なってくると思うので、それぞれ個別に検定有効期間を設定することについては前向きに御検討くださるということで、大変ありがたく思っております。それが合理的だろうと思います。

岩崎先生とか村上先生からもお話がありましたけれども、前向きに御検討くださるという方向性はありがたいことなのですけれども、早急に対応していただきたいなと思っております。私、経産省さんは、産業構造審議会総会のほうで長らくお世話になっておりますけれども、経産省全体として、現在の方針として、人口減少社会においてインフラについてもDXを進めていって、生産性を上げて地域経済を支えていくということは、ずっと方針に掲げていらっしゃるのだと思いますし、今日湖西市さんのような自治体さんからも、人手が足りず検針業務に支障を来しているというお話もありますから、特に新しい型式のメーターが出てきたので検定有効期間を上げれば検針業務の負担が軽減される、こんなに分かりやすいものはないので、こんなものは審議会を開いて長らく検討してやることではなくて、早急に即時対応していただくようなことかなと思っております。前向きに検討しますというよりは、いつやりますとか、今年度中というともうあと1～2か月のことですから、少なくとも来年度中にはやっていただくというようなスピード感でお願いしたいと思います。

○落合座長 そうしましたら、まず最初に1つ前の御質問等の関係があるので、森澤委員のコメントに関して、国交省様のほうから何かコメントをお願いいたします。

○国土交通省（松原審議官） スマートメーターを導入する効果については、先ほど委員からお話のあった検針の効率化等々、湖西市さんのほうからも、検針データの取得時間が大幅に削減した等いろいろありましたけれども、そういった効果について、我々もできる範囲で推計的なものは出して、そういったものをお示ししながら全国の水道事業体に導入を働きかけていくことも進めていきたいと思っております。

○落合座長 どうもありがとうございます。

今おっしゃっていただいた点は、結局こういうことに価値があるという使い方について示しておくのが、後でどういうデータの利用をすることに意味があるのかということの正当性といいますか、目的自体をそういうふうを設定していくということの意味合いにもつながってくると思いますので、ぜひお願いいたします。

では、経済産業省様、御手洗委員のほうから、できるのであれば年度内に措置ぐらいの勢いでということではありますが、駄目であれば来年度中に措置ということで検討していただけないかということですが、いかがでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

年度内というのはなかなか難しいかなと思います。というのは、ある程度の技術的な検証が必要かなと思っています。我々、これまで事業者さん等といろいろ検討してきたところは、電磁式でも例えば8年間使用したのがあるから、それが8年以上延長できるかどうかというのは、それを使って実験すれば、当然10年なりそれ以上延びるだろうというようなことを考えておりましたので、そういうある程度の技術的な検証をした上で決めるということかなと思っています。

やり方は専門の方とも御相談しながら、こういうことをやれば十分ではないかといったところをアドバイスいただきながらやらせていただければと思います。いずれにしても、あまり置いておいても仕様がなものですし、早めに我々としても導入をしたいと思っておりますので、スピード感を持ってやらせていただきたいとは思いますが、最低限の技術的検証、科学的な検証はさせていただきたいと思っております。

○御手洗委員 ありがとうございます。

私もさすがに2月に言い出して今年度中、3月末までみたいなことは、技術的検証も要るものなので、さすがに言えないとは理解しているところですが、8年使ったものをさらに2年使ってみて大丈夫かどうか確かめたいというようなことをおっしゃっていたようにやや仄聞しておりまして、世の中、耐用年数を決めるに当たっては、実際の耐用年数経ってみないと使えるかどうか分からないみたいなことはあり得ないわけで、耐用年数中に受けるのと同じ程度の物理的負荷を短期間で与えて、どの程度損傷するのかということを見るというような、通常そういう手法を使うと思うのです。なので、8年使ったものをもう2年使ってみてみたいなことではなくて、そこは通常のいわゆる工業的な耐用年数の試験と同じですけれども、負荷を与えて壊れないかどうか確認してというようなことで期間は短縮して、なるべく即時の措置ができるように手配していただけたらと願っており

ます。よろしく申し上げます。

○落合座長 ありがとうございます。

着手自体は速やかにというか直ちにということで、来年度中の措置を目指して、ぜひ御検討いただきたいと思います。

続きまして、梅田委員、お願いいたします。

○梅田専門委員 ありがとうございます。梅田と申します。よろしく申し上げます。

今の最後の質疑と関係するかと思うのですが、細かい点の話を教えていただきたいのですが、アイトロン・ジャパンさんに質問で、資料の11ページに外国の法定取替周期の資料がありましたが、サンプリングという話で、サンプリングは統計的に言うと同じような母集団でないとあまり意味がないのですが、そういう意味で言うと、新品のサンプリングというのは十分に意味があると思うのですが、使用後の段階でもサンプリングでうまく使用期間を延長するというのが例えばフランスとかスペインの法律で決まっているということですが、多数のものが延長した取替周期ぐらいのところまで使えて、先ほどの経産省の話だと、日本だと羽根車式は8年で変えて、側だけ残して、中は全部取り替えて使うみたいな話でしたけれども、むしろスマートメーターの話は、延ばした期間ぐらいのところまで使えるというのが、多くのサンプルではそうなっているという理解でよろしいのですか。サンプリングをして使用期間を延長しているというのは。

○アイトロン・ジャパン株式会社（大澤代表） アイトロン・ジャパン、大澤です。

御質問ありがとうございます。

資料で端折って書いてしまって、御説明でも詳しくお話ししなかったのですが、まずサンプルの考え方について、国やアメリカなんかですと州によって細かいところは違うので書いていないのですが、概要としましては、おっしゃるとおり一定の固まりに関してサンプルを取らなければいけないということで、製造ロットというような書き方をしているところが多くあります。メーカー側で製造ロットについては正直に透明性を持って情報を開示して、ある製造ロットの中で何台に対しては何台サンプルを取ることというような決め方がされているところが多いです。

そうしたときには、サンプルを取って試験をするのは、現地から行って、外して、サンプルを取ったところは取り替えなければいけないのですが、取り替えて、何分の1かのサンプル、何%かのサンプルを持ち帰って、指定の機関で試験をして、そこで一定の基準を満たされたと証明された場合、そのロットに関してはスペイン、フランスなんかでいえば5年とか7年長く使っていていいと。調べたところ、そういった管理を行っていると認識しています。

そういう意味では、製造ロットというのが一つの固まりになっていて、それごとにサンプルを取ると。それによってサンプルを取って試験した意味があると判断していると認識してございます。

これで答えになっていますでしょうか。

○梅田専門委員 要するに実績として寿命延長した割合とか何とかというデータはあるのですか。

○アイトロン・ジャパン株式会社（大澤代表） 実際、その数字を今、手元に押さえていないのですけれども、大方この制度によって延長がされているほうがほとんどだとは伺っています。

先ほど言い忘れましたけれども、サンプルを取って、よければ使っていいとだけ言いましたけれども、サンプルを取ってそこが基準を満たしていなかったら、そのロットは全部年数がたったところで取り替えるというようなルールをつくっているところが多いです。

実際には、この制度の下では、サンプル試験して合格、延長という判断をされている場合のほうが圧倒的と伺っています。

○梅田専門委員 経産省にお願いしたいのは、その辺の実績データを横目で見られながらテクニカルな検証を早急にやっていただければと思います。

以上です。

○落合座長 今の点ですけれども、サンプルであったりだとかそういう形で検査をしたりするという実例が海外でもあるので、それを経産省にも参考にしてもらいたいということでもよろしかったでしょうか。

○梅田専門委員 実績としては、例えば9足す7年ぐらいい持っているのではないかなと思うのです。それが何割ぐらいい持っているかとかいう実績があると、寿命試験は結構難しいので、それを直接使えることはないかもしれませんが、かなり参考にはなると思います。

○落合座長 分かりました。

経産省様、今の点いかがでしょうか。海外の実績、サンプル試験の手法ではあるものの、そういった方法も比較的海外で多く行われているということでもありますので、そういった方法自体について御検討いただいたりだとか、年数の点も参考にさせていただけないかというところですが、いかがでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

海外の事例はいろいろと勉強させていただこうとは思いますが、例えば資料にあります新品、使用前の検定をサンプルでという話も書いてありますが、日本のメーカーさんにもいろいろ話を聞くと、製造したときの製品の品質検査みたいなところと併せて、器差検査みたいなところもやるようなことは同じだということで、そのほうが実は効率がよく、コストが安いという話もあります。

それから、検査の中でサンプルチェックみたいな話もありましたけれども、日本でそういったやり方がワークするかどうか、先ほどもありましたように、スマートメーター化のほうに流していくというのが時代の流れとしてはいいのかなという気もしますので、少しその辺りは考えさせていただきたいと思いますが、海外の事例も一応勉強させていただくということで、この検討の中で進めさせていただければと思います。

○梅田専門委員 すみません。言葉足らずだったかもしれないですけども、スマートメーター化は前提だと思うので、よろしくをお願いします。

○経済産業省 はい。

○落合座長 今の点ですけれども、サンプリング検査自体、計量法という枠組みの中に入れていくのかどうかということも実際に検討が必要ではないかとも思いますし。先ほどの期限の点も、御手洗委員のほうから期間について御指摘がありましたけれども、こちらのほうも相当期間を区切って早めに実施していただかないと、なかなか関係者の方々にとって厳しいのではないかと思います。経産省様、いかがでしょうか。

○経済産業省 サンプルで検査して、その状況で大丈夫だったらそのロットのものは例えば延長するみたいなやり方もあるのかなと思います。今はその期間で交換してというやり方になっています。

この辺りは法改正等も必要になるところでもありますので、本当にどちらが経済的にいいのかとか、その効率性なども考えさせていただくということで、検討の中にはしっかりと入れさせていただこうと思います。

○落合座長 どうもありがとうございます。

恐らく検証していくプロセスの中で、統計的に見てもどうなのかという評価もあることだと思いますし、ただ、一方でそれはあまり水道の話に限ったことではないようにも思いますので、広めに見てしっかり御検討いただけるといいかなと思っています。

お待たせいたしました。堀委員、お願いいたします。

○堀委員 ありがとうございます。

私のほうからは、データの利活用についてお伺いしたいと思っております。

前半、御説明の部分が別件との関係できちんと聞き取れていない部分もございます。もし何か御説明に含んでいたよということであれば御指摘いただければと思います。

湖西市さんからの御提案、まさにそのとおりだなと思ってお伺いしております。11ページ目で、データの利活用が非常に大事だという御説明とともに、水道情報の取扱いに関して、活用範囲や利用目的、匿名加工処理のルールを明確に示してほしいというような御要望があると承知しております。

この水道情報、水道データというのは、湖西市様にまず御質問ですけども、個人情報も含む御要望ということでよろしかったでしょうか。これが個人情報でない情報というものもあるのか、ないのか、その辺りをまず湖西市さんにお伺いしたいと思っております。

それを受けて、国交省様の御回答部分になると思うのですが、4ページ目で、利活用は望ましい、水道事業者にも働きかけしたり、支援していくことを想定していますというお話がございました。

上のほうにあるのですが、電気通信事業と違って、水道情報の利活用を制限する規定はないというお答えでございました。ただ、湖西市さんの御回答にもよりますが、個人情報を含むということになりますと、これはやはり個人の方のそれぞれの同意が必要であった

り、水道事業者さんが勝手に出せるものでもないのかなと思っております。そうしますと、水道メーターの情報を見守り、漏水の早期発見、空き家対策、検針業務の効率化、様々な方法、目的によって活用したいと思ったとしても、必ずしも一足飛びでデータが集まってくるというものでもないのかなと思っております。

ここからは国交省様に御質問ですが、個人情報に当たるような場合でも、その利活用を進めていくような取組について、何か前向きに御検討いただいていることはございますでしょうか。一律に情報としても提供していただく、あるいは提供していただきやすい仕組みはやはり大事になってくるのかなと思いますし、その限度で電力データ管理協会様のような認定団体がデータをまとめて管理していくと、一段少し監督も厳しくなるかもしれないけれども、適正にデータの利活用をしていきますというような団体ももしかすると必要になってくるということもあるのではないかと考えております。

国交省様のほうで有識者会議も開かれていて、水道情報の利活用についても含めて御議論いただいているとお伺いしておりますけれども、どういう話になっているのかや今後の見通し、この点についての御支援の方向性をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○落合座長 では、まず湖西市様のほうから、御想定の内容をお伺いしてというところをお願いいたします。

○湖西市（外山課長代理） まず湖西市のほうは、今回の研究に当たって、個人情報のところ、特に住所、名前とか個人を特定するような内容については、もちろん同じ共同研究をする間の中でも共有したりということにはしないようにしています。湖西市の中でとどめてということであるのですけれども、その中で水道情報のスマートメーターを使った1時間の検針値、1時間当たりの水量というものをやり取りしてということで、まだ実際にフレイル検知の実証実験についてはそこまではできていない部分はあるのですけれども、そういったものをやり取りするときに、どこまで個人情報保護法の中でやっていけばいいかをいろいろ確認しながらやっていったときに、今の形に何とかたどり着いたということではあるのですけれども、データの利活用と一概に言っても、何をどうやってやればいいのかというのが正直取っつきづらいところがあったのかなと考えております。

できるだけ匿名化した情報でやり取りをするということに対しても、本当に利用目的をどこまで明確にすればいいとか、そういったところも考えながらやっていきましたし、とは言いながらも、やはり匿名化した情報であっても中には自分のおうちが見張られているようで嫌だという方もいらっしゃる中で、勝手にスマートメーターを使ったエリアを僕らが抜き出して、匿名化していれば使えるというよりは、個人個人に同意を取った上でやるべきではないかという判断に至ったので、今回は約1,800の設置、プラス、昨年度スマートメーターを設置した世帯に対しても、送ったときに同意を取りながらやっていこうということで、実は今回のフレイル検知のほうも、対象の方に全部通知をして同意を取って、25%ぐらいの同意を取りながら、これからようやく始めようとしているところで

あります。本当に石橋をたたいて渡るではないですけども、そのようなやり方で進めたのですが、新しくこれからスマートメーターを導入する自治体さんがデータ利活用するといったときに何か指針になるようなものがあれば、よりスマートメーターに対する付加価値が付きやすくなるのではないのかなと思っていますところ。

以上となります。

○落合座長 堀委員、今のでよろしいですね。

では、国土交通省様のほうも、今、湖西市様のほうからも、今回の御提案の趣旨を補足していただくような御説明もあったように思いますし、また、堀委員からも御質問がありましたので、お答えをお願いいたします。

○国土交通省（松原審議官） まず、個人情報との関係でございますが、先ほどの電気事業法とは異なるという部分について言うと、恐らく私の理解では、電気事業法は電気事業法の目的の観点から、いわゆる適正な競争関係を確保するという目的の観点から、目的外利用を制限する規定があったと思います。水道法のほうにはそういった規定はないということでございます。

あと個人情報保護法との関係で言うと、電気事業法の制度のほうも個人情報保護法はそのまま適用されますし、我々のほうは水道法の中には制限はないけれども、個人情報保護法は当然適用になるということで、一番最後の資料にも書いておき、個人情報保護法に従いながら利活用されることは望ましいということを書いておきますので、個人情報保護法の中で同意とかを取ってやるということになっていたと思いますので、今の電気事業法のほうでも同意を取りながらやっているという先ほど御説明がありましたけれども、そういった意味では、あくまでも水道法にはないけれども、個人情報保護法に従いながら利活用するというようなスタンスで考えております。

したがって、先ほど認定団体という話もございましたけれども、この認定団体も、あくまでも適正な競争の確保という観点から認定団体で対応していると我々は理解しておりますけれども、水道法の関係ではこういった団体までつくるような状況ではないのかなと考えております。

それから、委員会の話がございましたけれども、これから開催するというので、今日の御議論も踏まえながら、委員会を今後速やかに開催したいと考えております。

以上です。

○堀委員 御説明ありがとうございました。

時間も限られているので申し訳ございませんが、1点だけよろしいでしょうか。

私が御質問した趣旨は、両法の法律の立てつけの違いや規定の違いは認識しているんですけども、そういうことであっても、個人情報保護法の下でとおっしゃられるとすると、その中でできることが曖昧であったり、限られていたりということになって、結果として、湖西市さんを含めて、事業者さんも含めて、進めようとしていけることができなくなるという観点もあると思っていますので、例えば国交省様のほうで、どういう情

報をどういう目的であれば利活用、今でもできる、同意なくできるということなのか、あるいは、もしこままでのことをやるのであれば個人情報に当たるので合意処理が必要だということであるとか、何か事業者が利活用していくための指針となるようなガイダンスを、もちろん国交省様だけで難しい面もあるかもしれませんが、個人情報保護法を所管する委員会などとも協力しながらそういう目線を示していただくというのは、事業者あるいは自治体にとって非常に有益なことだろうと思います。そういう観点も含めて、ぜひ審議会でも御議論いただければと思いました。

以上です。

○落合座長 今の点、国交省様、いかがですか。

○国土交通省（松原審議官） 湖西市さんがどういうふうなところで困られたというところが、今日頂いた資料の中ではよく分からないところもありますので、どういった課題があったのかというのをまず湖西市さんのほうによくお伺いしながら、国土交通省としてどのようなことができるのか考えたいと思います。

○堀委員 ありがとうございます。

○落合座長 今の点ではありますけれども、データの利活用に当たって、恐らく利用目的の整理であったりだとか、もともと目的外利用となってくる場合という部分については、個人情報保護法の中でもより慎重にということか、手続が必要になってくることもあろうかと思えますし。また、一方で、こういった場合に、そのほかの分野であれば、匿名加工情報であったりだとか、仮名加工情報等の利用に関する検討などもされていることもあろうかと思えます。

必ず電気事業法のような法令をつくらないといけない、ということはないとは思いますが。個人情報保護法の中でも、例外的に同意なく処理をできるような場合として、法令に定める場合というのがあって、個人情報保護委員会などと議論をしても、そういう場合に法令があればまた別途の措置ができるということ自体は、例えばベースレジストリーといった議論でも整理をしているところではありますので。実際にはそのいろいろな方の御要望次第ではあろうかとは思いますが、今申し上げたような点もあり得ると、法整備の場合もあるでしょうし、あくまで法解釈で現行の法令の中で示す、どういう使い方ができるかということであったりだとかをガイダンスしていくなど、いろいろな方法はあると思いますが。現時点では決め切るものではないと思っていますが、ぜひいろいろな可能性があるということは踏まえて、御検討いただけないでしょうか。国交省様のほうでいかがでしょうか。

○国土交通省（松原審議官） 1つ国交省として申し上げたいのは、例えば福祉目的のために水道データを使うということになりますと、福祉のほうでどういうふうなニーズがあってというようなところを決めて、その中でもどういったやり方がいいのかを基本は御相談をいただきながら進めていくということなのかなということもあります。例えば空家法などは、あくまでも空家法の中で水道情報を提供できるような規定を設けて、そういっ

た規定があるので水道情報を出せるようになってきているというような世界もあります。

そういったこともありますので、あくまで水道のための事業の中で個人情報保護をどうするのかというところについては、我々もしっかり考えていけないところもありますけれども、福祉であったりそれ以外の部分について水道情報を利用するときはどうしたらいいのかというところについては、我々としても検討するときには厳しいような話もありますし、個人情報保護法自体も我々は所管していないところもございますので、いろいろな難しい課題はあるのですけれども、我々のできる範囲で頭の整理はチャレンジしてみたいと思います。

○落合座長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたような点、結局法令で定めていくということを考えた場合でも、用途先のほうで定めていく場合と、むしろ基本となる事業側で定めていく場合と両方あり得るのかなとは思いますが、おっしゃっていただいたような福祉側のほうで整理をするということ自体もなくはないのだとは思いますが。

ただ、一方で、基本的には電気も電気事業法の中でやられていたりするということがありますし、その辺りはいろいろ選択肢自体はあるわけなのですけれども、水道にかかるデータをどう利用したいのかというのは、いろいろな自治体でも考えられるでしょうから、ぜひそこはいろいろな選択肢を含めて考えていただきたいなと思います。

本日、まだ何名か挙手されている方もいますので、15分ほど延長できればと思っております。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

今の関係について、本日は有識者で安井様にもお越しいただいておりますので、もともと堀委員のほうから御指摘があったような団体を設立している意味であったりですとか、今回、電気事業法によって、このようなガバナンスを整備されていることによって、どういった利活用であったりだとか、電気事業法というものに定めてあることによってどういう意味があるのか、という辺りを少しお話しいただければと思いますが、コメントいただくことは可能でしょうか。

○一般社団法人電力データ管理協会（安井事務局長） 安井でございます。

法律論といいますか、立法論のところを私どもユーザーの立場から申し上げることは難しいかなと思いますが、少なくともこの制度を整備する際には、個人情報委員の皆さんとエネ庁の皆さんが膝詰めでいろいろと御議論いただいて、消費者団体の方を含む審議会等で御審議をいただきながら、法律の検討をいただいたということでございます。

そういう意味では、個人情報法などで例外規定等ございますけれども、当該の電力のデータを目的外で御利用いただく際の手続であるとか、そういったものはどんな目的であっても、少なくとも非常災害のときはこう、平時はこうといったようなルール決めをしていただいたということなのかなと認識しております。平時のデータ活用ということであれば、どんな目的であっても、この制度に基づいてやっていただく限りにおいては、エネ庁としては問題ないだろうというような仕組みをつくっていただいたということでございます。

利用目的としては、先ほど出ているようなフレイルのようなこともございますし、また、空き家の特定であるとか、あるいは皆様の生活を快適にしていくようなサービスの検討といったようなこともいろいろと出てきているところでございますので、その用途というのはいろいろなものがあるし、これからもそれを広げていくということを考えていきたいと、こうした状況でございます。

簡単ですが、いかがでしょうか。

○落合座長 どうも御意見ありがとうございます。

こういった検討もなされて整理がされているというところは、国交省のほうにおいても御参考にしていただければと思いました。

お待たせいたしました。芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員 ありがとうございます。

私からは、経産省さんに2つ御質問をさせていただければと思えます。

まず1点目なのですが、水道メーターの有効期間の根拠に対する説明責任ですが、制度所管省庁である経産省の計量行政室にあると認識していきまして、今後、経済産業省ないし関連する国の機関において、今日議論がありましたような水道メーターの有効期間の検討がされていくに当たっては、データ収集ということでもろもろコスト等がかかってくると思えます。

御質問としては、そうしたデータ収集に取り組んでいく主体として経産省さんやってくださいますかということと、それに伴う予算負担、予算要求ということをしていただくことになると思うのですが、こちらのほうは経産省さんでという理解でよろしいでしょうかという点が1点目の質問です。

もう一点の質問が、本日のワーキング・グループの説明以前において、メーター有効期間に係る見直しは透明性が確保されていたかということの確認です。計量法に関する見直しについての議事の公開、それから、我々はこのような形でユーチューブ公開として、こういった形は増えてきておりますけれども、公開ということに関して、ライブでの公開、最低限でも議事録の公開といったところに関してはやっていただけるという認識でよろしいかどうかというところを御質問さしあげたいということで、2点お願いいたします。

○落合座長 経産省様、お願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず2点目のほうからお答えさせていただきますと、これから検討していくところの部分につきましては、しっかりと公開はさせていただくと。トランスペアレンシーはしっかりと確保していく必要があると思えますし、アンダーグラウンドでなぜか決まってしまったみたいなことはないように進めていきたいと思っております。

それから、1点目のほうなのですが、もちろん検証を進めるのは経産省が主体となりましてやらせていただきます。このための予算というのは今のところ取っておりませんので、スピード感を持ちながらやっていくということで、できるところでやっていきたいと

と思いますが、今後大きな費用が必要だとかいうことになれば、予算の手当て等も含めて考えさせていただきたいと思っておりますが、今の検証の中では、予算は特になく、できる範囲でやらせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○芦澤委員 ありがとうございます。

今後こういったものが進むに当たっての主体的な姿勢が確認できたということで、予算要求のところも必要であれば取っていただくというところで、ぜひお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

○落合座長 ありがとうございます。

そのほか御発言を求められる方はおりますでしょうか。

では、本日の議題につきましてはここまでとさせていただきますと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、時間の制約で発言できなかった御質問等がある場合には、事務局に対して2月14日金曜日までに御連絡をお願いいたします。事務局から所管省庁へまとめて御連絡をいたします。²

それでは、本日の取りまとめをさせていただきますと思います。

議題として、「水道スマートメーターの導入促進について」、御議論をいただきました。議論を踏まえ、経済産業省、国土交通省に検討いただきたい内容を申し上げます。

経済産業省におかれては、計量法施行令において8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、検定満期を経て回収されたメーターの試験を通じて見直しを行うことに加えて、また、流通の少ない電磁式、超音波式についても、海外で認められたデータやストレステストなどの手法を用いて合理的・科学的な手法で検証することによって、羽根車式、電磁式、超音波式、それぞれの特性に応じて有効期間を早急に見直すようお願いいたします。日本水道協会などの関係者とも協議をして、できるだけ早期に結論を得るよう、スケジュールも明確に示すようお願いいたします。

また、計量法に関する規制根拠の説明責任は、計量法の所管省庁である経済産業省でございます。もともとの8年のデータそのものが、なぜそういう決定になったのか必ずしも明確でないといったような中では、事業者における単独での調査の実施であったり検討も容易ではない部分もあるところと考えておりますので、水道メーターの検定有効期間の検討に係るデータ収集は、水道事業者などの協力も得つつ、経済産業省が予算の面も含めてリーダーシップを持って取り組むようお願いいたします。

また、新品、使用中を問わず、メーターの検定、再検定について、海外における水道メーター等の事例を参考にして、全数検査ではなく、サンプリング検査を認めるよう、必要な法制上の措置も含め、早急に検討を進め、検討期間を区切って検討をしてください。新

² いただいた質問への回答については、P.37 別表2「委員・専門委員からの追加の意見・質問への各省庁からの回答」にて一覧化している。

品の検定や使用中の再検定におけるサンプル検査の導入について、水道メーターに限らず特定計量器の全てを検討対象としていただくようお願いいたします。

そして、計量法関連の見直しについては、直ちに検討に着手の上、来年度中に措置を目指して、民間企業に事務を委託した検討会も含めて、密室での議論を避け、議事を公開するようにお願いいたします。

また、技術の進展に追いつくように、頻度を適時に開催するよう変更するなどして、新しい技術の取り込みが継続的に行われ、外部からも提案ができるということが分かるように、審議会の開催、その他の告知の方法なども含めて、対応の御検討をお願いいたします。

国土交通省におかれては、スマートメーターの効果、利用の価値、ユースケースなどについて示していただく、ということをお願いいたします。

また、水道データの取扱いについて、電力データの先行事例を参考にし、湖西市をはじめとする自治体等の要望を聞きながら、法令またはガイドラインの策定により、データの活用範囲や利用目的、匿名加工処理等のルールを明確化し、水道事業者にとっても、データ利活用する第三者にとっても、それぞれルールが分かりやすい、一方で、個人情報の適切な保護も図れるようなルールが形成されるよう検討を進めてください。

なお、先ほど法令またはガイドラインと申し上げましたが、特に現行の個人情報保護法で十分に整理ができず特別法が必要な場合には、法改正等を十分検討するようにお願いいたします。

本日は、日本水道協会、アイトロン・ジャパン株式会社、湖西市、経済産業省、国土交通省の皆様には、御説明及び質疑応答に御対応いただき、ありがとうございました。電力データ管理協会事務局長の安井威人様にも、改めて御礼を申し上げます。

以上で議事は全て終了いたしましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

次回の日程等につきましては、事務局から追って御連絡をいたします。

速記、ユーチューブはここで止めてください。

【別表 1：村上専門委員投影画面】

事前質問と経産省回答（2025-02-07 スタートアップ・イノベーションWG）

質問 1：昭和19年（約 80年前）に有効期間8年とした根拠資料の開示。

経産省回答：申し訳ございませんが、当室に資料がありません。戦時特例で、物資や労働力が不足する中で決断された措置と伺っています。

質問 2：平成12年度（2000年度）の計量行政審議会において、有効期間8年が妥当と結論付けた会議録、会議資料（実験データ等があればデータも）の開示。

経産省回答：当室に十分な資料がありませんが、添付ファイルをご確認くださいませようお願いします。

質問 3：令和5年度（2023年度）までに実施した検討会の検討メンバー、検討会の開催状況、各回の議事録と会議資料の開示。

経産省回答：本件については、日本水道協会等のご要望を踏まえ、メーターの有効期間を検証するためのデータをどのように取るべきか等について、非公開を前提に、ユーザー、メーカー等の知見者が集まり、検討を進めたものです。今後、計量法上の検定の有効期間の見直しを行う場合には、計量行政審議会で審議を行うこととなりますので、その資料は公開、当然、会議自体も公開で行うこととなります。

1

質問 4：令和6年度（2024年度）以降の検討状況と今後の予定。

経産省回答：これまで、ユーザー、メーカー等の間で意見交換が行われていたと承知していますが、2月7日のWG終了後は、できるだけ早期に、日本水道協会が現在検討している満了品の器差試験等の進め方などについて国交省及び日本水道協会と意見交換を行いたいと考えています。今後の予想されるスケジュールとしては、満了品の器差試験や、器差試験の評価を踏まえた上でフィールド・テスト等も見込まれ、水道事業を担う自治体のご協力等が欠かせないものであることから、相応の期間での予定となりますが、仮に試験等の結果によって、期間の延長が見込める状況になれば、消費者等のご意見も踏まえ、具体的には、計量行政審議会における審議やパブリックコメント等を行いつつ、その結果を踏まえ、必要な政令等の改正手続に向けた検討を進めていくことになると考えています。

質問 5：計量法（計量制度）は、消費者のためのものか事業者のためのものか。

経産省回答：計量法は、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。消費者保護は当然に非常に重要ですが、社会全体で適正な計量の実施を確保することで、メーカーやユーザー等の事業者にとっても経済の効率性や消費者からの信頼性が高められる等、有意義な制度であると考えています。

2

【別表2：委員・専門委員からの追加の意見・質問への各省庁からの回答】

No.	質問者	質問内容	回答省庁	回答内容
1	村上専門委員	WGでは高齢者の見守りやフレイルなどの活用が紹介されていましたが、漏水の早期検知や、災害時の水道管破損個所の早期発見・対応など、検針以外の水道事業そのものでの活用も大切だと思います。現在は浄水場での出水量の異常な増減が発生すると、水道メータを人がひとつずつ確認して破損や漏水箇所を探していますが、スマート水道メータで随時データが取得できれば、早期発見・対応が可能になります。また、水道管更新計画の作成や節水協力呼びかけなどにも活用できると思います。事故発生時の対応などは、先行するスマート電気メータの取り組みなどが参考になると思います。	国交省	スマート水道メータは、水道料金の検針業務の効率化以外にも漏水箇所の早期発見や施設規模の最適化など水道の管理にとっても様々な効果が期待できると考えております。今後は、スマート水道メータを先行的に導入している水道事業者に対して水道情報の利活用に係る実態調査を実施し、好事例や今後の動向について把握・整理してまいります。
2	村上専門委員	スマートメータにより取得できるデータは、様々な活用方法が考えられますが、その中には自治体や事業者で閉じた活用ではなく、広域または全国規模で活用できることが望ましいものもあります。またスマートメータを製造するメーカーにとっても、データ仕様の統一が、生産性向上などの点で望まれます。国土交通省としては、スマート水道メータから取得するデータ仕様（取得方法、データ項目、更新頻度など）や、複数事業者のデータを集約・活用できる仕組みづくりについて、今後、具体的にどのように進める予定でしょうか。電力データという先例がありますので、それも参考に進める必要があると思います。	国交省	スマート水道メータにより得られる水道情報の利活用やデータの仕様等については、先行的に導入している水道事業者に対して実態調査を実施し、好事例や今後の動向について把握・整理してまいります。